

(議事録)

土屋会長           ただいまより、令和5年度第9回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

                    本日の出席委員の状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長補佐       本日の出席者ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、藤本委員が遅れていらっしゃいますので、現在、14名です。

土屋会長           本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席であることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

                    本日の審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開としますが、傍聴者の方はいらっしゃいますか。

賃金室長補佐       傍聴の申込みは今回ございませんでした。

土屋会長           分かりました。それでは、まず初めに、このたび労働者側委員の改選がありましたので、事務局から説明してください。

賃金室長           皆様、お手元の資料に、第56期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿が載っております。昨年11月に、労働者代表委員の二階堂祐輔氏と柿沼聡氏から辞任の申出がありましたので、後任委員の推薦を求める公示を行いました。公示した結果、自動車総連埼玉地方協議会及び連合埼玉から推薦があり、自動車総連埼玉地方協議会議長の高橋克彦氏、連合埼玉副事務局長、迫幸太郎氏を第56期の残任期間の委員として12月15日に任命いたしました。

土屋会長           では、高橋委員と迫委員、御挨拶を一言お願いできればと思います。

高橋委員           改めまして、皆さん、こんにちは。自動車総連埼玉で地方議長を務めています高橋と申します。しっかり労側の役割を果たしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

迫委員             皆さん、こんにちは。連合埼玉で副事務局長を担当しております迫幸太郎です。どうぞよろしく願いいたします。

土屋会長           ありがとうございます。

                    では、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員にお願

いたします。

続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長

今回の資料はNo.1からNo.6まで、うち、No.4はNo.4-1と4-2としております。全て皆さんのお手元のパソコンに入っております。

(藤本委員、着席)

土屋会長

よろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。まず議題の(1)ですが、令和6年度埼玉地方最低賃金審議会の運営についてです。本日は、令和5年度の最後の審議会となります。次年度の審議に向けた協議を行っていききたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

改めまして、日頃から、最低賃金審議会の運営に御協力をいただき、ありがとうございます。

まず、私からは、今年度の最低賃金の周知に関する御報告をいたします。資料は一番後ろにあります。広報に関してですが、7月5日に地域別最低賃金の改正諮問がありました。また、8月7日に答申、9月1日に官報公示、10月3日に特定最低賃金の答申をいただきました。そして、特定最低賃金については11月1日に官報公示と、それぞれの節目でプレスリリースをしております。プレスリリースと併せて、埼玉労働局のホームページにも掲載しております。

そのほか、自治体、団体等への広報誌、機関誌等への掲載や、駅のデジタルサイネージへの掲示を行いました。12月に、地域別最低賃金と特定最低賃金、併せて業務改善助成金について、さいたま新都心駅前のデジタルサイネージに表示をいただきました。

周知用の懸垂幕については、川口労働基準監督署、秩父労働基準監督署に加えまして、今年度はハローワーク熊谷にも新たに懸垂幕を設置しました。

また、関係団体の方々に御協力をいただきまして、9月29日に、大宮駅前と熊谷駅で早朝周知イベントを行いました。うち、大宮駅で行ったイベントに関しては、テレビ埼玉の取材を受けまして、ニュースで取り上げていただきました。

1月末には、深谷市と連携しまして、深谷の渋沢栄一翁が新札の肖像画に採用されたというところで、新札を模した埼玉県最低賃金のロゴマークをつくっております。お札の金額の1,028円というところなど、いろいろ細かく加工してロゴマークを作成しております。

業務改善助成金については、支給の申請期間が1月末から3月末へと延長されたことから、年末に再度の周知を行いまして、活用を呼びかけたところです。

以上です。

土屋会長

では、今までの周知、広報に係る取組についての説明に関して、何か皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。  
では、続けて説明をお願いいたします。

賃金室長

続いて、賃金の引上げに向けた県内の動きについてお伝えいたします。去る2月8日、埼玉県公労使会議が開催されました。埼玉県公労使会議は、地方版政労使会議として位置づけられるもので、会議の場では、賃金引上げに向けた取組がテーマとして取り上げられ、関係行政機関等から、賃金引上げに向けた支援等について説明がありました。  
当局からは、業務改善助成金や年収の壁支援パッケージについて説明をしたところです。この場で労使の団体からは、賃金の引上げに向けた公的な支援に対する意見や要望が出されるなど、活発な議論がなされました。

土屋会長

今の説明につきまして何かありましたらお願いいたします。  
よろしいですか。  
では、続けてお願いいたします。

賃金室長

最後に、現地視察について御協議をお願いいたします。例年、埼玉県最低賃金の改正審議に当たって、審議会委員が県内の事業場の実態等を直接把握することを目的として、事業場の視察を行っております。今年度は、県北の製造業、株式会社イサミコーポレーションを視察し、賃金や人手の確保など、県北の状況をお伺いしました。  
次年度の視察先について、事務局としては、最低賃金近傍で働く短時間労働者の多いスーパーマーケットはどうかと考えております。併せて、人手不足の状況、東京との賃金の差の影響なども、現場の方々との意見交換したいと考えております。  
なお、スーパーマーケットの視察については、令和3年度に計画をしておりましたが、コロナ禍で中止したという経緯がございます。  
視察先などについて、委員の皆様の御意見をいただきたくお願いいたします。

土屋会長

その前にも、スーパーにお願いして、これもコロナで中止になりました。  
では、委員の皆様からご意見をお願いします。時期はいつ頃ですか。今年度は6月でしたが。

賃金室長

6月ぐらいを考えています。

迫委員

今御提案いただいたところで行きますと、最低賃金近傍で働いてい

る方、時短勤務の方、ということでもありますので、労側としては賛成です。以上です。

賃金室長                    ありがとうございます。

土屋会長                    使用者側はいかがですか。

廣澤委員                    使用者側も事務局提案でよいと思いますが、年収の壁支援パッケージの利用状況についてもご意見がきけるとよいと思います。要は、現場でどの程度浸透しているのか、ということです。

賃金室長                    承知しました。

土屋会長                    ほかに、公益委員の皆様から何かありますか。スーパーで進めるということによいですか。

それでは、今のような御意見を踏まえて、事務局で準備を進めてください。では、議題の1はよろしいでしょうか。

では、議題の2に移ります。議題の2は、埼玉地方最低賃金審議会公開要綱の改正についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長                    資料3をご覧ください。現在、公開要綱の第6条に、傍聴人名簿を作成するという規定がありますが、傍聴人の個人情報を長期間保存しなくても、審議会当日に申込者本人であることを身分証明書などで確認すれば十分なので、事務局としては、この条文を削除したいと考えております。

右側が現行の規定、左側が改正案です。第7条以降は、第6条を削除することによって、条番号がずれます。

これと併せて、議事の公開についても御協議をいただきたいと考えております。中央最低賃金審議会において、今年度、公労使三者がそろって議論する場合については、公開することが望ましいとされたことから、今年度から、埼玉地方最低賃金審議会では、休会中に公労・公使の個別協議を適宜行い、公労使三者がそろって議論する場を全て公開としたところでは、

この公開方法について、次年度も同様の取扱いでよいか、御協議をお願いいたします。

土屋会長                    それでは、まず1つ目ですが、事務局から提案のあった公開要綱の改正について御意見、御質問ありましたらお願いいたします。  
どうぞ。

近藤委員                    1つ確認したいのですが、公開要綱は、全国同じ内容で合わせているのか。それとも埼玉が独自でこういった削除などを御提案されてい

るのですか。反対するわけではないです。

賃金室長 全国で同じ内容で足並みをそろえているわけではありません。今回の削除については、埼玉労働局独自で御提案をしております。

近藤委員 承知しました。

土屋会長 名簿を作って、それを何かに使用することはあるのですか。

賃金室長 ありません。本人確認をして、この人が来たという記録だけです。

土屋会長 その場で確認すれば足りるということですね。

賃金室長 はい。

野崎委員 むしろ本人確認以外に使うことはよくないでしょう。

土屋会長 そうですね。では、案のとおり、第6条を全面削除で改正してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 案のとおり改正することとします。

では、続いて、議事の公開についてですが、今年度の審議会運営を踏襲して来年度も行うということについて、この点いかがでしょうか。特に今年度の進め方で問題があったということがなければ、引き続いて、同様な形で進めるということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 それでは、同様な形で進めたいと思います。

議事2は以上で、議事3に移りたいと思います。

次は、日本標準産業分類の改正に伴う特定最低賃金の取扱いについてです。これも事務局から説明をまずお願いします。

賃金室長 資料No.5を御覧ください。資料No.5は9ページ目です。特定最低賃金は、その件名と適用する産業を日本標準産業分類で表示しています。日本標準産業分類がこのたび改定され、令和6年4月1日から施行となります。このため、特定最低賃金の件名などを改正する必要があります。埼玉の特定最低賃金に関する点は2点です。

1つ目は、各種商品小売業の関係です。9ページのなかほど、2を御覧いただきますと、改定前は、「百貨店、総合スーパー」という小分類がありますが、ここを改定し、「百貨店」と「総合スーパーマー

ケット」に独立させるという点でございます。

2つ目は、資料の4ページ、埼玉県 lowest賃金をご覧ください。「管理、補助的経済活動を」云々とありますけれども、これが5業種全部に1か所ずつ出てきます。この「、」を句点、「、」に変えるという改正がなされておりますので、この5つの最低賃金について、金額の改正などあった場合には、ここの改正も行う必要があります。

改正の手段としては、初めに改正の申出の受付け、これは労側から主に出てくると思いますが、その申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲は変えるものでないということを確認いたします。

その後、必要性の有無の諮問及び答申、改正の諮問の手段では、改正前の標準産業分類で表示します。改正の答申文でも、本文は改正前の分類で表示します。しかし、答申文の別紙は、別紙の中には、今、御覧いただいている、ここの部分が含まれた表示をしますので、その時、句点に変えたものに変える必要がございます。その後の手段は、全て改正後の表現で表示します。具体的には事務局で文書をチェックしますので、表現が大きく変わるわけでもありませんし、審議していただくに当たっては、内容、適用業種を変えるものではないということだけ確認できれば済みます。

なお、改正を行わない特定最低賃金については、標準産業分類の改定に伴う改正は行いません。金額が改定されなければ、このカンマはカンマのままということになります。

また、今後、新設するものがあつた場合には、申出の時点から新たな標準産業分類使つて、申出から決定までいたします。また、廃止してしまうものについては、全ての手段を改定前の分類で表示をいたします。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

土屋会長 今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

関係あるのは、既設のものについて、カンマが句点になるだけですね。

賃金室長 この5種類についてはそうです。

土屋会長 何か御質問等ありますか。よろしいですか。それでは、この場では、それを確認したということでもいいですか。

賃金室長 はい。

土屋会長 それでは、議題の3まで終わりました、議題の4です。まず、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 「特定最低賃金の改定の必要性の有無に関するガイドライン」につ

いて御協議をお願いいたします。

資料の 12 ページ目がガイドラインですが、これは令和 3 年度に申合せがあったものです。今年度の改定の必要性の有無の審議においては、改正の申出のあった 5 業種全て、このガイドラインのうちの「労使協定の企業内最低賃金の最低額が、前年度の申し出にかかる最低協定額よりも 1 円以上引き上げられた場合」、これに該当したため、改正の必要性ありと議決されました。このガイドラインを次年度もこのまま引き継ぐかどうか、御協議をお願いしたいと思います。

土屋会長

それでは、この議案につきまして、ガイドラインを引き継ぐ、来年度もこの運用で行っていくか、まず労働側委員から発言をお願いします。

迫委員

令和 3 年度の申合せの際には、大きく環境が変わる、あと、状況が変わるようであれば、見直しも含めて、改めて議論が必要だということで終わったと承知しております。この 1 年、また、直近の状況を踏まえたと、改めてここを見直すまでの状況には至っていないと捉えておりますので、引き続き、このガイドラインを基に議論を深められればと思っております。

特に、自動車小売の最低賃金については、令和 5 年度の専門部会の中でも議論がありましたが、ほかの 4 業種と異なる公正競争ケースであることから、この観点も申出の際には、必要性をしっかりと述べたいと考えております。

以上です。

土屋会長

使用者側、いかがでしょうか。

廣澤委員

特定最賃と地賃の金額差は、令和 3 年度以降、かなり縮小している。それ故、県最賃の審議スケジュールとの関係も考慮しなければならないと思うが、このガイドラインを引き続き適用できる間は、適用してよいと考えます。以上です。

土屋会長

他の委員の皆さんから何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、この申合せにつきまして、来年度も引き継いで運営を行っていくということにしたいと思います。

他に何か委員の皆様からありましたらお願いいたします。

迫委員

はい。来年度の特定最賃に向けた意向表明についてお伝えしたいと思います。本日、No.4-2 の資料で、適用労働者数を御提示いただきました。労側としては、この適用労働者数を基に来年度の申出を行っていきたいと考えておりますが、来年度は、非鉄金属、電子部品、輸送用機械器具、光学機械器具、自動車小売、この 5 業種について改定の申出を行っていきたいと考えております。

各種商品小売については、現在の状況、また、各組合の企業内最低賃金の締結状況なども踏まえて、令和6年度は改定の申出を行わないものと考えております。

なお、事務局より、日本標準産業分類の改定があることを先ほど御説明いただきましたが、申出予定の5業種について、適用対象の範囲を変更するという事は考えておりません。以上です。

土屋会長

ありがとうございました。今、迫委員から、現在の5業種について、改定の申出を行っていきたいという意向表明がされたわけですが、何か御意見、御質問はありますか。

よろしいですか。

それでは、ほかに委員の皆様から御意見等ありましたらお願いいたします。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

特にはございません。

土屋会長

それでは、本日の議題は以上となります。どうもありがとうございました。最後に、労働基準部長から御挨拶があるとのことですので、お願いいたします。

労働基準部長

労働基準部長の北代でございます。本年度最後の審議会ですので、労働局を代表しまして、お礼を申し上げたいと思います。埼玉地方最低賃金審議会の委員の皆様には、県最賃、特定最賃の改正について、本年度も全会一致で結審、答申をいただき、厚く御礼申し上げたいと思います。

また、物価上昇が続く中、企業での賃金引上げの機運が高まっており、最低賃金についても国民の関心が高くなっています。私ども行政側にとっても、賃金の引上げに向けた支援が重要なテーマとなっております。埼玉労働局の来年度の行政運営方針の中でも、最低賃金、賃金の引上げに向けた支援の推進を第一に取り上げております。厚生労働省内の枠にとどまらず、関係省庁、自治体とも連携し、賃金引上げに向けた各種支援に取り組んでまいりますので、今後とも労働行政の推進に、御支援、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

また、今回から、労側委員2名に新たにご就任いただきました。ありがとうございました。次年度もこのメンバーでの調査、審議をお願いすることになります。どうぞ、よろしく申し上げます。

お集まりの皆様の御健勝を祈念しまして、本年度最後の御挨拶いたします。ありがとうございました。

土屋会長

ありがとうございました。以上で、第9回埼玉地方最低賃金審議会を閉会します。

